

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年5月30日 |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 金上 孝 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ジャパン・ソブリン・オープン（資産成長型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 上限1兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月9日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、信託報酬の変更に伴う訂正事項がありますので、これの訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

_____部分が本訂正届出書の訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正後>の全文を記載します。

<訂正後>

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額にb.に掲げる率を乗じて得た額とします。

| |
|---|
| 1万口当たりの信託報酬： 保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365） |
|---|

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬率は、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）により次表の通りとし、当該信託報酬率を、その翌日から翌月20日（休業日の場合は翌営業日）までの間適用します。（平成28年5月30日から平成28年6月20日までの間に適用する信託報酬率は、平成28年5月20日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）により次表の通りとします。）信託報酬は消費税等相当額を含みます。

| | |
|--------------------------|---------------------|
| 新発10年物国債の利回りが0%未満の場合 | 年0.1188%（税抜0.1100%） |
| 新発10年物国債の利回りが0%以上1%未満の場合 | 年0.1944%（税抜0.1800%） |
| 新発10年物国債の利回りが1%以上3%未満の場合 | 年0.3564%（税抜0.3300%） |
| 新発10年物国債の利回りが3%以上の場合 | 年0.3996%（税抜0.3700%） |

- c. 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成28年5月30日現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

- a. 信託報酬率が年0.1100%（税抜）の場合

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|----------|----------|----------|
| 年0.0300% | 年0.0500% | 年0.0300% |

- b. 信託報酬率が年0.1800%（税抜）の場合

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|----------|----------|----------|
| 年0.0500% | 年0.1000% | 年0.0300% |

- c. 信託報酬率が年0.3300%（税抜）の場合

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|----------|----------|----------|
| 年0.1000% | 年0.2000% | 年0.0300% |

- d. 信託報酬率が年0.3700%（税抜）の場合

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|----------|----------|----------|
| 年0.1200% | 年0.2200% | 年0.0300% |

上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

< 上記各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容 >

| | |
|------|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |